

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

宅地造成等工事許可申請等の手引き

令和6年4月

大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課

この手引きは、工事主等が大阪府において申請手続をする場合の取扱いを示したものです。
政令指定都市、中核市、事務移譲市町村においては、独自に手引きを策定している場合があります。
このため、本手引きの取扱いとは異なる部分もありますので、あらかじめ、各市町村にお問い合わせください。

本手引きに記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法：宅地造成及び特定盛土等規制法

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

細則：大阪府宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目 次

1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要	- 1 -
1-1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	- 1 -
1-2	許可を要する工事	- 2 -
1-3	許可を要しない工事	- 3 -
2	許可権者	- 4 -
3	工事の技術的基準及び設計者資格	- 5 -
3-1	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	- 5 -
3-2	土石の堆積に関する工事の技術的基準	- 6 -
3-3	資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	- 6 -
4	事前協議	- 7 -
5	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等	- 8 -
5-1	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領	- 8 -
5-2	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成要領	- 19 -
5-3	擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領	- 22 -
5-4	許可申請書の提出先	- 23 -
5-5	審査基準及び標準処理期間	- 24 -
5-6	許可等申請手数料	- 24 -
6	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項	- 25 -
6-1	許可の条件	- 25 -
6-2	検査・定期報告	- 25 -
7	申請手続の流れ	- 28 -
8	手続の一覧	- 31 -
9	大阪府宅地造成及び特定盛土等における水質検査実施要綱に基づく手続	- 33 -
10	問い合わせ先	- 34 -

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。また、特定盛土等は宅地造成を包含します。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第 1 条）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1 - 2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものとなります。

表 1 - 2 許可を要する工事

行 為	対象規模
宅地造成 特定盛土等 (法第 2 条、政令第 3 条、政令第 28 条)	《宅地造成等工事規制区域》 ①盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 1m 以下であっても、切土と合わせて高さが 2m を超える崖を生ずるもの ④①～③に該当しない盛土で、高さが 2m を超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² を超えるもの
	《特定盛土等規制区域》(注 2) ①盛土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 5m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 2m 以下であっても、切土と合わせて高さが 5m を超える崖を生ずるもの ④①～③に該当しない盛土で、高さが 5m を超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの
土石の堆積 (注 1) (法第 2 条、政令第 4 条、政令第 28 条、省令第 8 条(10)イ)	《宅地造成等工事規制区域》 ①高さが 2m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 m ² を超えるもの
	《特定盛土等規制区域》(注 2) ①高さが 5m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの

注 1 : 土石の堆積の許可期間は 5 年以内となります。

注 2 : 特定盛土等規制区域内においては、届出が必要になる場合があります。(19 頁「5 - 2」参照)

1 - 3 許可を要しない工事

表 1 - 3 許可を要しない工事

区 分	具体的な内容
<p>公共施設用地 (法第 2 条第 1 項第 1 号、政令第 2 条、省令第 1 条各項)</p>	<p>道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p>
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第 12 条第 1 項ただし書、法第 27 条第 1 項ただし書、法第 30 条第 1 項ただし書、政令第 5 条第 1 項各号、政令第 27 条、政令第 29 条第 1 項、省令第 8 条第 1 項各号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ 2m 以下かつ面積 500 m² 超の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが 30 cm を超えないものを行う工事 ・政令第 4 条第 1 号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもの ・政令第 4 条第 2 号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが 30 cm を超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注 1）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注 2）又はその付近（注 3）に堆積するもの（注 4）
<p>みなし許可となる工事 (法第 15 条各々、法第 34 条各々に基づき許可があったもの（受けたもの）とみなす工事)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事 ・都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事

区 分	具体的な内容
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注 5）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの）

注 1：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注 2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10 km 以内のものについては、工事の現場として取り扱います。

注 3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注 4：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注 5：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町村の農業委員会事務局等）に対して事前協議前に相談を行ってください。

2 許可権者

大阪府知事のほか政令指定市、中核市、地方自治法に基づく事務移譲市町村の長に許可の権限があります。

次の市（町村）については、当該市長（又は町村長）が許可することとなるので、当該市（町村）の窓口で相談のうえ、許可申請書を提出してください。

（令和 6 年 4 月現在）

政令指定市	大阪市、堺市
中 核 市	高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市
事務移譲市 (市街化区域のみ移譲)	茨木市、箕面市、和泉市

（参考）その他の事務移譲（30 頁参照）

茨木市、箕面市、和泉市、岸和田市は、当該市が行う開発許可（都市計画法第 29 条の許可）の中間検査・定期報告の処理を行う。

松原市、藤井寺市、貝塚市、泉佐野市は、市街化区域内において当該市が行う開発許可（都市計画法第 29 条の許可）の中間検査・定期報告の処理を行う。

3 工事の技術的基準及び設計者資格

本府では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、宅地造成等に関する工事の全般的な技術的指導基準を策定しています。詳細は、大阪府のホームページで公表しています。

(ダウンロード：大阪府HP 宅地造成等に関する設計指針)

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

(ダウンロード：国HP 盛土等防災マニュアル)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

表3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条)

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注 2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第 18 条）

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

表 3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準
(法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 19 条)

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

3-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

1. 資格を有する者の設計対象工事（法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）

- ・高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

2. 設計者資格（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号）

上記 1 の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者

- ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたる者
- ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの
- オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第22条第1号から第4号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

4 事前協議

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の可否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

事前協議書に必要な書類を添えて、担当部署に事前協議をしてください。

なお、申請地内に森林区域が含まれる場合（森づくり課で許可）は、市町村の事前協議はありません。このため、市町村の開発指導要綱等に基づく協議等が必要かご確認いただくようお願いいたします。

事前協議を完了した後、許可申請までに、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知が必要となります。（住民周知の範囲は15頁～注3参照）

様式は、大阪府のホームページで公表しています。

盛土規制法の手続に必要な書類について（事前協議書）

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

5 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

5-1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、大阪府の申請窓口へ提出してください。（市町村の経由など申請手続の流れは、23～24 頁を確認してください。）

表 5-1 申請書提出部数

区 分		大阪府知事許可	備 考
申 請 書 提出部数	正本	1 部	副本の部数には、市町村分（都市整備部）又は農と緑の総合事務所分（環境農林水産部）の 1 部を含む。
	副本	2 部	
	合計	3 部	

注：2 以上の市町村にまたがる場合等はその部数

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第 30 条第 1 項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の大阪府のホームページの規制区域図から確認して下さい。（森林区域内か否かも併せて確認できますが、森林法に基づく伐採届や林地開発許可申請における森林区域の区域確認には使用できません。）

<https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/Start.do?type=1>

① 「工事主住所氏名」

・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載して下さい。

② 「工事施行者住所氏名」

・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。

③ 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。

（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい）

・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。

・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して下さい。

<リンク： [地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院](#) >

④ 「土地の面積」

・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載して下さい。

⑤ 「盛土のタイプ」

・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）

- (1) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- (2) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑥「土地の地形」

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条）

- (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が（1）の土地に類する状況を示している土地
- (3)（1）、（2）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とします。

⑦「工事の概要」

イ. 盛土又は切土の高さ

- ・2 頁「1 - 2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

ロ. 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

ワ. 工程の概要

- ・工程表を添付して下さい。

⑧「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点

- ・変更前後が分かるように記入（変更前は見え消し、朱書記入）して下さい。
- ・次に掲げる変更については、軽微な変更の届出の対象となります。
 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。
 なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表5-2 許可申請に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
1.許可申請書		・申請者、工事の概要 等を記載	要	要	(省令第7条第1 項)
2.設計者資格 証明書	卒業証明書	・高さが5mを超える擁 壁の設置 ・盛土又は切土をする 土地の面積が1,500 ㎡を超える土地におけ る排水施設の設置	左記の設 計をする ときは要	左記の設 計をする ときは要	設計者の資格は、「3 -3 資格を有する者 の設計対象、設計者 資格」を参照のこと
	実務経歴証明 書				
	資格、免許等の 写し				
3.構造計算書		・擁壁又は崖面崩壊防 止施設の概要(注 1) ・構造計画、応力算定 及び断面算定	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・鉄筋コンクリート造、 無筋コンクリート造の 擁壁を設置する場合 (省令第7条第1 項第2号) ・崖面崩壊防止施設の 場合 (政令第14条、省 令第31条)
		・措置の概要、構造計 画、応力算定及び断 面計算等	-	備考に該 当する場 合は要	・土石の堆積を行う面 (鋼板等を使用した ものであって、勾配が 10分の1以下であ るものに限る。)を有 する堅固な構造物、 又は、堆積した土石 の滑動を防ぐため又は 滑動する堆積した土 石を支えるための構 造物を設置等する場 合 (省令第7条第2項 第2号、第32条)
			-	備考に該 当する場 合は要	・堆積した土石の周囲 にその高さを超える鋼 矢板等の設置措置を 講ずる場合 (省令第7条第2項 第3号、第34条第 1項第1号)

書類の名称	附属書類	内容等	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
4.地盤、崖面及び 渓流等における盛土の安 定計算書		・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書	備考に該当する場合は要	-	・災害の生じるおそれ 特に大きい土地において、高さ 15mを超える盛土をする場合 (省令第 7 条第 1 項第 3 号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第 7 条第 1 項第 4 号)
		・盛土の安定計算書	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・渓流等において盛土をする場合
5.土量計算書		・盛土又は切土の土量計算書	要	要	・平面図、断面図を元に作成など
6.その他審査に 必要な書類	許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	
	委任状	・正本副本それぞれ申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印 ・実印の場合は印鑑証明書、自署の場合は住民票を添付	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・代理人が申請手続を行う場合 ・印鑑証明書・住民票は受付日より3ヶ月以内のもの（市町村経由する場合、市町村受付日より）
	土地・工作物登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地・工作物登記事項証明書	要	要	受付日より3ヶ月以内のもの（市町村経由する場合、市町村受付日より）（細則第4条第6号）
	大臣認定擁壁	・認定書 ・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	当該擁壁を使用する場合は要	当該擁壁を使用する場合は要	(政令第 17 条)

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
6.その他審査に 必要な書類	工事主の資力・ 信用に関する書 類	<p>〈共通事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書 ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 <p>〈個人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・最近3年間の所得税の納税証明書 <p>〈法人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・事業経歴書 ・①役員の住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの上記①及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 ・最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び法人税、法人事業税の納税証明書 	要	要	（省令第7条第1項第7号～第9号、細則第4条第2号、第3号）
	工事施行者の能力に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書 	要	要	（本法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号、細則第4条第4号）

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
6.その他審査に 必要な書類	申請地及びその 周辺の写真		要	要	(省令第7条第1項 第6号)
	宅地造成、特定 盛土等及び土石 の堆積に関する 工事施行同意書 (印鑑証明書)	・宅地造成、特定盛土 等及び土石の堆積に 関する工事区域内の 土地またはその土地に ある工作物について、 造成事業の施行の妨 げとなる権利を有する 者の同意を得なければ ならない場合に、それ らの者の同意を得た ことを証する書類(同 意書、同意者の印鑑証 明、同意者の資格証明 書(法人の場合))	要	要	妨げとなる権利とは所 有権、地上権、質権、 賃借権、使用貸借によ る権利又はその他の使 用及び収益を目的とす る権利等がある (省令第7条第1項 第10号、細則第4条 第5号)
	住民への周知措 置を講じたことを 証する書面 (注2)	○住民周知の範囲 ・(注3)の表に示す 範囲 ○開催方法毎の必要 書類 <説明会開催の場合> ・開催の周知範囲が分 かる位置図等 ・開催案内及び開催結 果が分かる資料(議 事録または議事要 約、説明会に用いた 資料等) <書面配布の場合> ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位 置図等 <掲示及びインターネットによる場合> ・掲示場所が分かる位 置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し (URL含む)	要	要	(省令第6条、第7 条第1項第11号) ・周知する工事の内容 ①工事主の氏名又は 名称 ②工事が施行される土 地の所在地 ③工事施行者の氏名 又は名称 ④工事の着手予定日 及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高 さ(土石の堆積の最 大堆積高さ) ⑥盛土又は切土をす る土地の面積(土石 の堆積を行う土地の 面積) ⑦盛土又は切土の土 量(土石の堆積の 最大堆積土量)

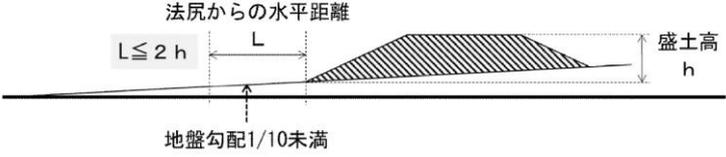
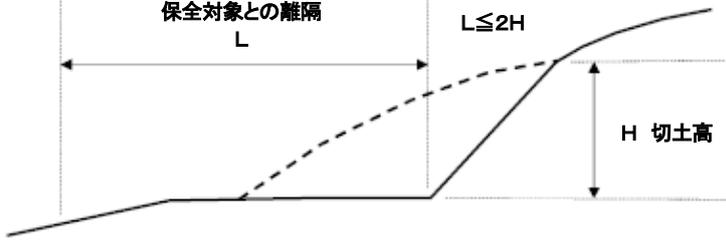
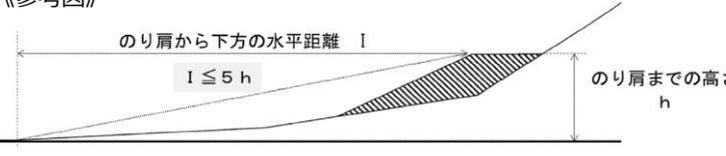
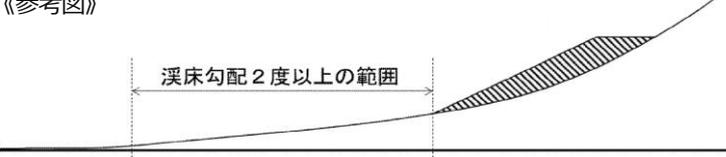
書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆積	
6.その他審査に必要な書類	工事主の誓約書 (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約 	要	要	

注 1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付して下さい。

注 2：次にあげる土地において政令第 3 条に規定する盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。

- ・政令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地（溪流等）

注3:

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
<p>①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積</p>	<p>・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲）</p> <p>《参考図》</p>  
<p>腹付け盛土</p>	<p>・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図Iの範囲）</p> <p>《参考図》</p> 
<p>①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）</p>	<p>・下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）</p> <p>《参考図》</p> 

注4：様式は、次の大阪府ホームページで公表しています。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

表5-3 許可申請に必要な図書

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆積	
1.位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	要	要	(省令第7条第1項第1号)
2.地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500以上	要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)
3.平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土(赤色で着色)又は切土(黄色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	要	-	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	-	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
4.断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	－	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	－	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。(省令第7条第2項第1号)
5.排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れる方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	－	汚水・雨水を区分すること。 流量計算書及び流域図を添付すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号)
6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	－	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)
8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
9. 崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項第1号)
10. 崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項第1号)
11. 土地の公図の写し	・土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番を示すこと。		要	要	謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。 (細則第4条第7号)
12. 現況地番図	・同上		要	要	所有権者名及び地目を記入すること。
13. 排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	
14. 防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500 以上	要	－	
15. 防災施設構造図	・同上	1/50 以上	要	－	
16. 丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	(細則第4条第1号)

5-2 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成要領

特定盛土等規制区域において、次の工事を行う場合は、それぞれ法第 27 条第 1 項に基づき、次の要領で届出書を作成し、届出地内の市町村を経由のうえ、大阪府の申請窓口へ次表の部数を提出してください。（農と緑の総合事務所に提出する手続は、市町村の経由は不要です。）

ただし、第 30 条第 1 項の許可、第 35 条第 1 項の変更許可、第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表 5-4 届出書提出部数

区 分		大阪府知事許可	備 考
申 請 書 提出部数	正本	1 部	副本の部数には、市町村分（都市整備部）又は農と緑の総合事務所分（環境農林水産部）の 1 部を含む。
	副本	2 部	
	合計	3 部	

注：2 以上の市町村にまたがる場合等はその部数

表 5-5 届出書の対象規模等

行為	対象規模	提出期日	様式	備考
宅地造成又は 特定盛土等	①盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 1m 以下であっても、切土と合わせて高さが 2m を超える崖を生ずるもの ④①～③に該当しない盛土で、高さが 2m を超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² を超えるもの	工事に着手する日の 30 日前まで	別記様式第 19（省令第 58 条第 1 項）	（法第 27 条第 1 項、法第 28 条第 1 項）
	土石の堆積		①高さが 2m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 m ² を超えるもの	

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第 30 条第 1 項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の大阪府のホームページの規制区域図から確認して下さい。（森林区域内か否かも併せて確認できますが、森林法に基づく伐採届や林地開発許可申請における森林区域の区域確認には使用できません。）

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

①「工事主住所氏名」

・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載して下さい。

②「工事施行者住所氏名」

・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。

③「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

・届出地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい）

・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。

④「土地の面積」

・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。

⑤「盛土のタイプ」

・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）

（１）平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

（２）腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

（３）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑥「土地の地形」

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条）

（１）山間部における、河川の流水が継続して存する土地

（２）山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が（１）の土地に類する状況を呈している土地

（３）（１）、（２）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とします。

⑦「工事の概要」

イ. 盛土又は切土の高さ

- ・22 頁「表 4 - 5 届出書の対象規模等」の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

ロ. 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・届出の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

ワ. 工程の概要

- ・工程表を添付して下さい。

⑧「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更届出書作成にあたっての留意点

- ・変更前後が分かるように記入（変更前は見え消し、朱書記入）して下さい。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、「表 5 - 2 許可申請に必要な書類（10 頁～）」及び「表 5 - 3 許可申請に必要な図書（16 頁～）」のとおりです。

（表中「1.許可申請書」は「1.届出書」と読み替えて適用します。）

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

5-3 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、次の工事を行う場合、又は、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項等に基づき、次の要領で届出書を作成し、届出地内の市町村を経由のうえ、大阪府の申請窓口へ次表の部数を提出してください。（農と緑の総合事務所に提出する手続は、市町村の経由は不要です。）

ただし、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表 5-6 届出書提出部数

区 分		大阪府知事届出	備 考
届 出 書 提出部数	正本	1 部	副本の部数には、市町村分（都市整備部）又は農と緑の総合事務所分（環境農林水産部）の 1 部を含む。
	副本	2 部	
	合計	3 部	

注：2 以上の市町村にまたがる場合等はその部数

表 5-7 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の 14 日前 まで	別記様式第 17（省令第 55 条、省令第 85 条）	（法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項、政令第 26 条各項、政令第 34 条）
	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から 14 日以内	別記様式第 18（省令第 56 条、省令第 86 条）	（法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項）

・添付書類は位置図、平面図、断面図（ただし断面図は法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項の届出の場合に限る）

擁壁等に関する工事の変更届出書についての留意点

・届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第 12 条に基づく様式第 11 号（細則第 21 条に基づく場合は様式第 16 号）により変更届出書を提出しなければなりません。

5 - 4 許可申請書の提出先

大阪府における宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請は、工事主（又は申請手続の代理人）が、府知事に対して行ってください。申請書の提出先は次のとおりです。

なお、大阪府では法に基づく申請に先だって、あらかじめ当該計画の概要について、事前協議を行うこととしています。

事前協議を完了した後、許可申請までに、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知が必要となります。（住民周知の範囲は 15 頁～注 3 参照）

森林区域内 (申請地内に森林区域 が含まれる場合)	環境農林水産部 所管の農と緑の総合事務所 (北部・中部・南河内・泉州)
森林区域外 (申請地内に森林区域 が含まれない場合)	都市整備部 住宅建築局 建築指導室審査指導課

※（森林区域について）

森林法第 5 条第 2 項第 1 号の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林（民有林）の区域及び同法第 7 条の 2 第 1 項の規定によりたてられた森林計画の対象とする森林（国有林）の区域をいいます。

森林区域内における開発行為については、森林法に基づく伐採届や林地開発許可申請が必要となりますので、開発をしようとする区域が森林区域であるかどうかは、その区域のある市町村もしくは所管の農と緑の総合事務所及びみどり推進室森づくり課において確認して下さい。

5 - 5 審査基準及び標準処理期間

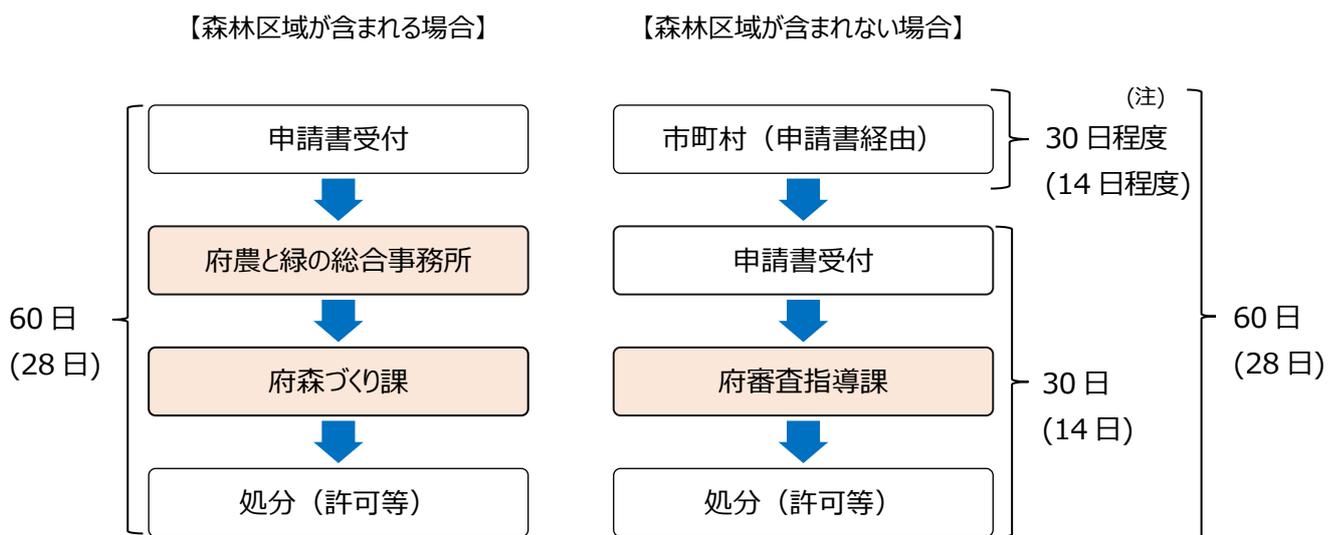
行政手続法第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、次のとおり審査基準及び標準処理期間を定めています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=shinsa>

- 1.標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- 2.適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
- 3.標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

《標準処理期間（申請受付から当該申請に対する処分をするまでの期間）について》

※()内は土石の堆積に関する許可の期間



注：実際の期間は市町村にお問合せください。事前協議の期間は含まれません。

5 - 6 許可等申請手数料

次のとおり許可等申請手数料を定めています。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

6 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項

6-1 許可の条件

○ 本府では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。（法第12条第3項、法第30条第3項）

- 1 工事の施行にあたっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- 2 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- 3 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
- 4 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を写して工事完了検査時に整理し、提出すること。
- 5 擁壁の基礎地盤は、深掘等により、良質な地盤を乱す事がないようにし、擁壁の背面土は、土質管理、施工方法に留意すること。
- 6 コンクリート、鉄筋等は、所定の強度、品質が得られるように、施工方法、品質管理に留意すること。
- 7 施行に際し、疑義が生じた場合及び計画を変更しようとする場合は、事前に本府及び関係する法令等の所管行政庁と協議し、必要な手続を行うこと。
- 8 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更をしたときは、遅延なく、その旨を知事に届出ること。
また、許可のあった日から起算して1年を経過しても工事に着手していない場合は、その旨を知事に報告し、その指示に従うこと。
- 9 工事を中止した場合は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示する必要な措置を講ずること。
- 10 その他

6-2 検査・定期報告

1. 検査・定期報告の提出部数

表6-1 申請書等提出部数

区 分		大阪府知事許可	備 考
申請書等 提出部数	正本	1部	副本の部数は、市町村経由の有無、提出先により異なります。「7 申請手続の流れ」（28頁～）により確認して下さい。
	副本	0～2部	
	合計	1～3部	

注：2以上の市町村にまたがる場合等はその部数

2. 中間検査

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施行工程に進むこととなります。

※中間検査申請には、申請手数料が必要となりますので、詳細については、「5 - 6 許可等申請手数料」にてご確認ください。

表6 - 2 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請時期
宅地造成 又は特定 盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	盛土前又は 切土後の地 盤面に暗渠 排水管を配 置する場合	別記様式第 13、検査対 象を明示した 平面図、検 査対象の写 真	暗渠排水管配置 完了から4日 以内

3. 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

市町村を経由のうえ、大阪府の申請窓口へ提出してください。（農と緑の総合事務所に提出する手続は、市町村の経由は不要です。）

表6 - 3 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間
宅地造成又 は特定盛土 等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、 高さ5m超の崖(①、②を除 く) ④盛土で高さ5m超(①、③を 除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000 ㎡超(①～④を除く)	報告時点における盛 土、切土、擁壁、崖面 崩壊防止施設、排水 施設、地滑り抑止ぐ い、グラウンドアンカー、そ の他の土留の施行状 況	様式第10号又は 第15号、盛土、 切土をしている土 地の写真、報告 対象を明示した平 面図	許可日から3ヶ月 ごと

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間
土石の堆積	①堆積の高さ 5m超かつ面積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000 m ² 超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）	様式第 11 号又は第 16 号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真	許可日から 3 ヶ月ごと

4. 完了検査等

当該工事が宅地造成等の許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。

表 6 - 4 完了検査等

行為	区分	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	別記様式第 9	工事完了から 4 日以内
土石の堆積	確認申請	別記様式第 11	

5. 留意事項

検査等・定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実にいき、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2) 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- 3) 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 5) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- 6) 検査等・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

7 申請手続の流れ

表7-1 申請地内に「森林区域」が含まれる場合の申請の流れ

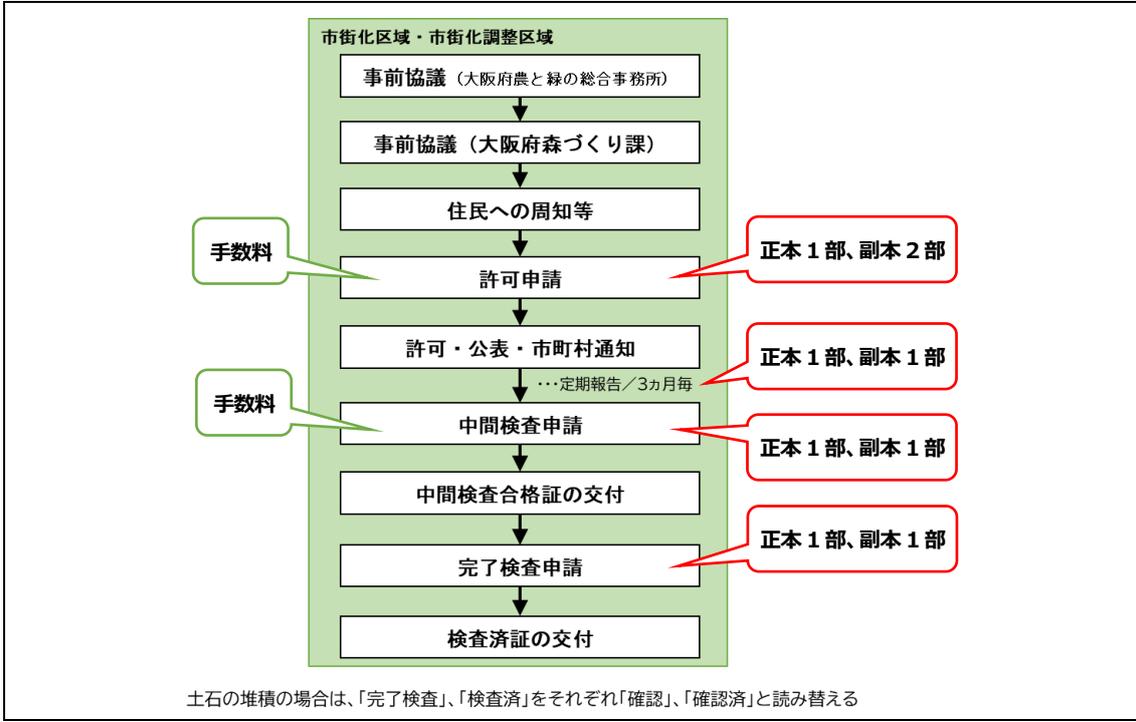
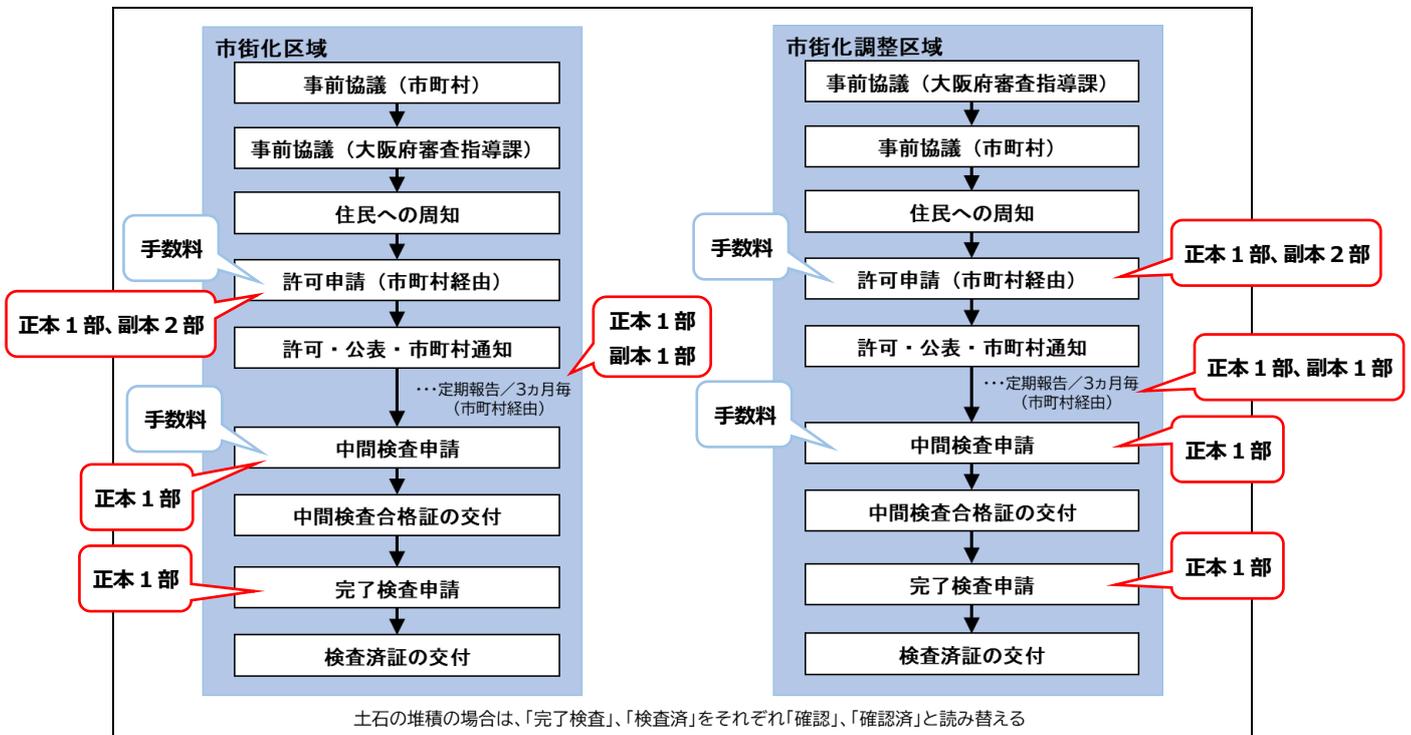


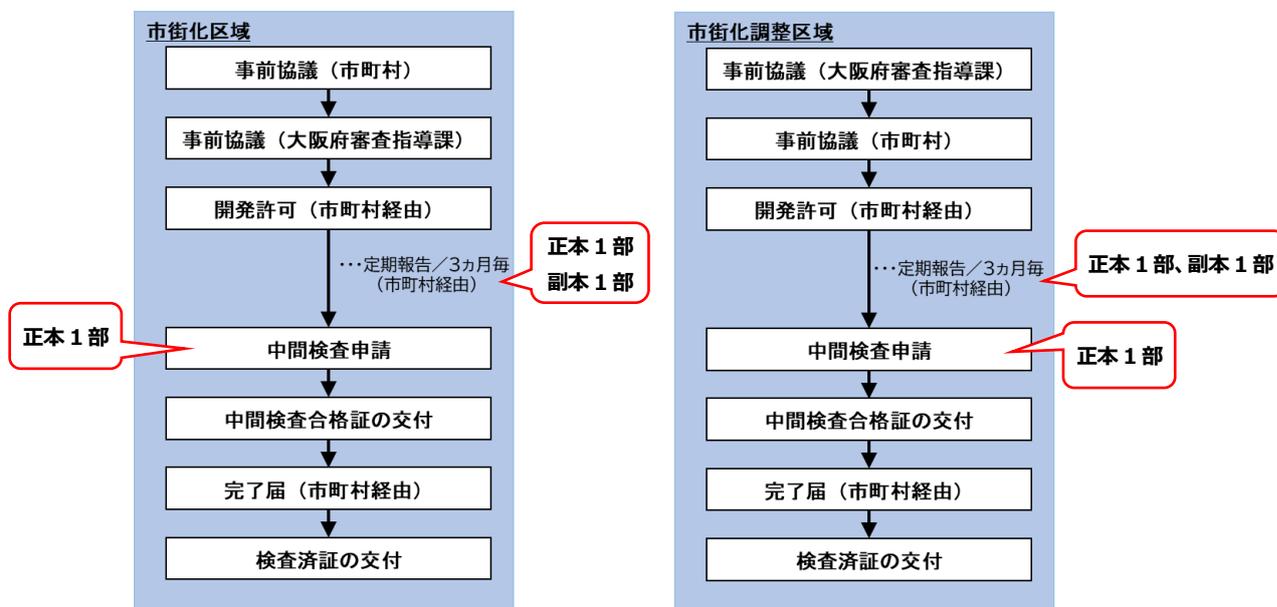
表7-2 申請地内に「森林区域」が含まれない場合の申請の流れ



(参考) 開発許可 (都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可) の申請の流れ

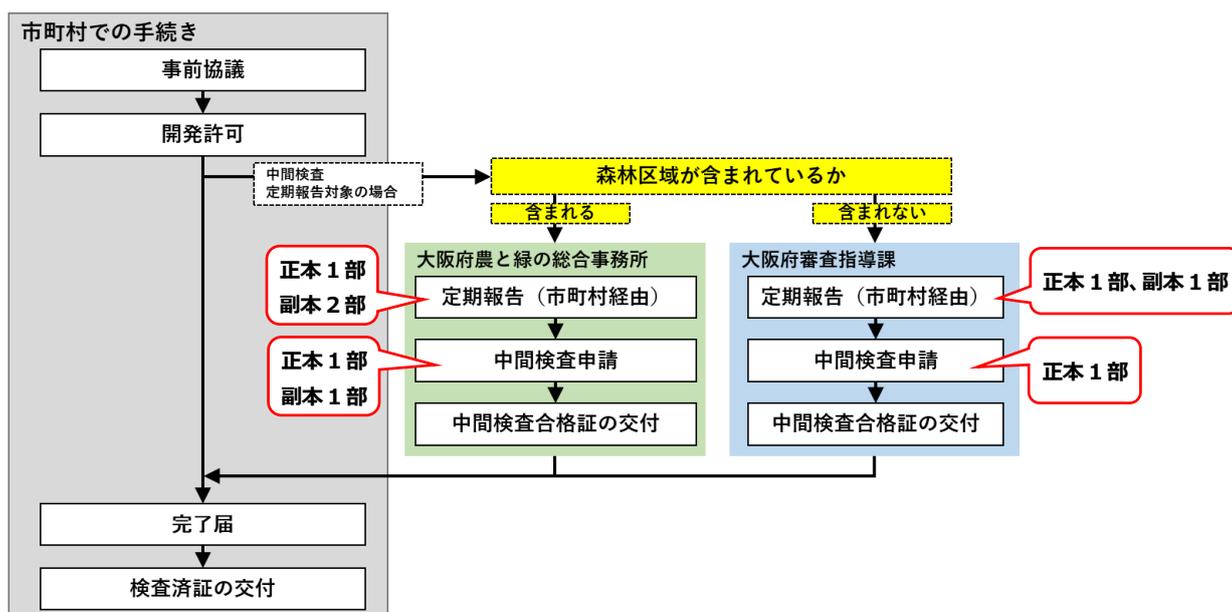
【令和 6 年 4 月 1 日以降に大阪府が開発許可する場合】

大阪府審査指導課に中間検査申請・定期報告を行う (森林区域内外問わず)



【以下の市町村が開発許可する場合】

池田市、泉大津市、守口市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、富田林市、河内長野市、大東市、柏原市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村



※上記以外の市で開発許可をした場合、盛土規制法の間接検査・定期報告は当該市で実施

開発許可（都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可）の場合の中間検査・定期報告の窓口

市町村名	市街化区域		市街化調整区域	
	森林区域 が含まれる	森林区域 が含まれない	森林区域 が含まれる	森林区域 が含まれない
<u>箕面市</u> 、 <u>茨木市</u> 、 <u>和泉市</u> 、 <u>岸和田市</u>	市			
<u>松原市</u> 、 <u>藤井寺市</u> 、 <u>貝塚市</u> 、 <u>泉佐野市</u>	市		府審査指導課	
<u>能勢町</u> 、 <u>豊能町</u> 、 <u>池田市</u> 、 <u>門真市</u> 、 <u>守口市</u> 、 <u>羽曳野市</u> 、 <u>泉大津市</u> 、 <u>忠岡町</u>	府農と緑 総合事務所 みどり環境課	府審査指導課	府農と緑 総合事務所 みどり環境課	府審査指導課
<u>摂津市</u> 、 <u>大東市</u> 、 <u>柏原市</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>河南町</u> 、 <u>富田林市</u> 、 <u>大阪狭山市</u> 、 <u>河内長野市</u> 、 <u>千早赤阪村</u> 、 <u>高石市</u> 、 <u>田尻町</u> 、 <u>泉南市</u> 、 <u>阪南市</u> 、 <u>岬町</u>	府農と緑 総合事務所 みどり環境課	府審査指導課		
<u>島本町</u> 、 <u>交野市</u> 、 <u>四條畷市</u> 、 <u>熊取町</u>	府審査指導課			

注 1：政令指定都市・中核市は除く。

注 2：下線のある市町村は、森林区域を有する市町村を表しています。

8 手続の一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）のほか、必要に応じて次の手続が必要となります。

表 8 - 1 手続の一覧

		手続の種類	根拠法令等	様式
事前協議		宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請にあたり行う事前の協議	事前協議制度実施要綱	「4 事前協議」参照
許可申請・届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	別記様式第 2（省令第 7 条第 1 項又は第 63 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	別記様式第 4（省令第 7 条第 2 項又は第 63 条第 2 項）
		特定盛土等に関する工事の届出（注）	法第 27 条第 1 項	別記様式第 19（省令第 58 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の届出（注）	法第 27 条第 1 項	別記様式第 20（省令第 58 条第 2 項）
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	別記様式第 7（省令第 37 条第 1 項又は第 67 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	別記様式第 8（省令第 37 条第 2 項又は第 67 条第 2 項）
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項	様式第 6 号（細則第 8 条）
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出（注）	法第 35 条第 2 項	様式第 13 号（細則第 17 条）
		特定盛土等に関する工事の変更届出（注）	法第 28 条第 1 項	別記様式第 21（省令第 61 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の変更届出（注）	法第 28 条第 1 項	別記様式第 22（省令第 61 条第 2 項）
	標識の掲示	標識の掲示	法第 49 条	別記様式第 23 又は第 24（省令第 87 条第 1 項又は第 2 項）
	工事等の届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行っている場合）	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項

		手続の種類	根拠法令等	様式
工事等の届出	当初	土石の堆積に関する工事の届出 (宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	別記様式第 16 (省令第 52 条第 3 項又は第 82 条第 2 項)
		擁壁等に関する工事の届出 (高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第 21 条第 3 項 法第 40 条第 3 項	別記様式第 17 (省令第 55 条又は第 85 条)
		公共施設用地の転用の届出 (公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第 21 条第 4 項 法第 40 条第 4 項	別記様式第 18 (省令第 56 条又は第 86 条)
	変更	届出工事 (法第 21 条第 3 項) の変更届出	細則第 12 条	様式第 11 号 (細則第 12 条)
		届出工事 (法第 40 条第 3 項) の変更届出 (注)	細則第 20 条	様式第 16 号 (細則第 21 条)
		宅地造成等に関する工事の工事中止等の届 (中止・再開・廃止)	細則第 13 条	様式第 12 号 (細則第 13 条)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事中止等の届 (中止・再開・廃止) (注)	細則第 22 条	様式第 17 号 (細則第 22 条)
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 18 条第 1 項 法第 37 条第 1 項	別記様式第 13 (省令第 46 条又は第 76 条)	
定期報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項	様式第 9 号 (細則第 10 条第 1 項)	
	土石の堆積に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項	様式第 10 号 (細則第 10 条第 2 項)	
	特定盛土等に関する工事の定期報告 (注)	法第 38 条第 1 項	様式第 14 号 (細則第 19 条第 1 項)	
	土石の堆積に関する工事の定期報告 (注)	法第 38 条第 1 項	様式第 15 号 (細則第 19 条第 2 項)	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査	法第 17 条第 1 項 法第 36 条第 1 項	別記様式第 9 (省令第 40 条又は第 70 条)	
	土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	別記様式第 11 (省令第 43 条又は第 73 条)	

注：特定盛土等規制区域内の手続になります。

各種申請に必要な様式について、大阪府のホームページで公表しています。

盛土規制法の手続に必要な書類について

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

9 大阪府宅地造成及び特定盛土等における水質検査実施要綱に基づく手続

水質検査は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事において、周辺住民の工事への理解の促進と周辺環境に配慮した安全かつ適正な工事の円滑な実施に資することを目的として、一定規模を超える工事において、許可時の必要事項としてその実施を求めるものです。

水質検査の方法や報告等については、別に定める「大阪府宅地造成及び特定盛土等における水質検査実施要綱」に基づき実施していただくとともに、水質検査の結果において排水の水質基準に適合していない場合は、関係法令等の規定に準じ適切な対応を講じる必要があります。

表9－1 水質検査の対象規模等

行為	報告を要する規模	提出書類	報告の期間	報告の期限
宅地造成 又は特定盛土等	盛土をする土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの※	① 水質検査報告書（様式第1号） ② 試料（排水）を採取した地点の位置図及び採取時の現場写真（日付入り）	埋立て等開始から3ヶ月ごと、完了、廃止する場合	試料（排水）の採取を行った日から1ヶ月以内
土石の堆積	土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの※	③ 証明書の写し ※環境計量士の記名・登録番号の記載が必要		

※ 当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うものを除く

※ 詳細についてはこちらをご確認ください。 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/takuzou/kensa.html>)

10 問い合わせ先

《申請地内に「森林区域」が含まれる場合》

事務所 及び 連絡先	担当区域
大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課 茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル内) 電話：(072)627-1121(代)	<u>池田市</u> ・ <u>茨木市</u> ・ <u>箕面市</u> ・ <u>摂津市</u> ・ <u>島本町</u> ・ <u>豊能町</u> ・ <u>能勢町</u>
大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課 八尾市荘内町 2-1-36 (中河内府民センタービル内) 電話：(072)994-1515(代)	<u>守口市</u> ・ <u>大東市</u> ・ <u>柏原市</u> ・ <u>門真市</u> ・ <u>四條畷市</u> ・ <u>交野市</u>
大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 富田林市寿町 2-6-1 (南河内府民センタービル内) 電話：(0721)25-1131(代)	<u>富田林市</u> ・ <u>河内長野市</u> ・ <u>松原市</u> ・ <u>羽曳野市</u> ・ <u>藤井寺市</u> ・ <u>大阪狭山市</u> ・ <u>太子町</u> ・ <u>河南町</u> ・ <u>千早赤阪村</u>
大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課 岸和田市野田町 3-13-2 (泉南府民センタービル内) 電話：(072)439-3601(代)	<u>岸和田市</u> ・ <u>泉大津市</u> ・ <u>貝塚市</u> ・ <u>泉佐野市</u> ・ <u>和泉市</u> ・ <u>高石市</u> ・ <u>泉南市</u> ・ <u>阪南市</u> ・ <u>熊取町</u> ・ <u>岬町</u> ・ <u>忠岡町</u> ・ <u>田尻町</u>
大阪府 みどり推進室森づくり課保全指導グループ 大阪市住之江区南港北 1-14-16 (咲洲庁舎 22 階) 電話：(06)6941-0351(代)	
ホームページアドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/takuzou/index.html	

※下線のある市町村は、森林区域を有する市町村を表しています。

《申請地内に「森林区域」が含まれない場合》

事務所 及び 連絡先	担当区域
大阪府 建築指導室審査指導課開発許可グループ 大阪市住之江区南港北 1-14-16 (咲洲庁舎 27 階) 電話：(06)6941-0351(代)	下記の市町村の区域を除く。 ・政令指定市、中核市の全域 ・茨木市、箕面市、和泉市の市街化区域
ホームページアドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/	